

Title	明治十五年『戸籍規則』の原案： 附・『戸籍改製順序』『戸籍管理規則』
Sub Title	The original draft of the law of house registration of 1882
Author	向井, 健(Mukai, Ken)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1959
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.32, No.7 (1959. 7) ,p.71- 85
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19590715-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

明治十五年『戸籍規則』の原案

—附・『戸籍改製順序』『戸籍管理規則』—

向井健

解題

明治十五年七月三日、太政官の起草にかかる「戸籍規則」(全四十五カ條)が第三一八號議案として元老院の議に附され、第一讀會が開かれた。同院においては、選出された七名の附託修正委員の手によつて全文修正の後、その名稱も「戸籍法」と改められ、同月二十九日の第三讀會で、全會一致をもつて可決・成立したのであつた。

しかし、この「戸籍法」は、元老院の議決にもかかわらず遂に陽の目をみることなく闇に葬られてしまつたため、従前、世上にその存在すらもほとんど知られていなかったのである。

數年前、福島正夫氏は、「元老院會議筆記」を底本に、元老院會議

明治十五年『戸籍規則』の原案

附議「戸籍規則」・同院修正可決案「戸籍法」の兩者を、『家』制度研究資料の一冊として覆刻をこころみられたが、それらは、同氏の尊敬すべき近業「『家』制度の研究」(資料篇・第一卷)に再録されている。⁽³⁾稀覯な資料が活字にうつされ、專家の容易に利用しうることになつたのは、まことに學界の福音であらう。

ところで、近時、筆者は慶應義塾大學法學部研究室にこの元老院會議附議「戸籍規則」の原案、ならびにそれと關連ある資料とおぼしき文書の藏せられている事實を知り、これを披見する機會をもつた。その全容は後掲することくであるが、福島氏の公けにされた資料のほかは、徴すべきものとなない明治十五年の「戸籍規則」に關し、⁽⁴⁾その成立をめぐる周邊の事情を闡明する、まさに待望の貴重文書と思料される。すぐれた先業をいくらかでも補完し、敷衍する意

圖をふくめて、ここに覆刻・發表するしだいである。

○

原本は、上述のとおり、慶應義塾大學法學部研究室所蔵にかかり、二十數冊の寫本を収める帙入文書（表題缺）中の二書である。その一本は（以下、甲本と呼稱す）、太政官赤色十三行野紙十三枚に淨書された寫本であつて、「改正戸籍法草校」と題され、戸籍法改正「御布告校」・「戸籍法」（全四十二カ條）・戸籍改製「達校」・「戸籍改製順序」（全八カ條）・「戸籍管理規則」「達校」をそれぞれ登載してある。

他のそれは（以下、乙本と呼稱す）、同上用紙三枚の淨書本で、「戸籍管理規則」（全二十一カ條）のみを筆録する。兩者ともに、裏打による補修の手が加えられているが、僅少の蟲喰のため、判讀不能の個所がないわけではない。

さて、筆者は、甲本に收められている「戸籍法」こそ、明治十五年元老院會議附議「戸籍規則」の原案にはかならない、と推考するものであるが、その理由とするところは左のごとくである。

まず第一は、「戸籍法」と「戸籍規則」の兩者を比照するに、一見して同一條文が多いことはこの二法案の密接な關係を明示しているが、なお精査すれば、後者が内容的にやや整序されている事實で

ある。

たとえば、「戸籍法」第一條は、
戸籍トハ各戸人別ニ關スル事項ヲ登記スル帳簿ヲ謂フ
であるが、「戸籍規則」第一條は、

戸籍ハ各戸人別ニ關スル事項ヲ登記スル帳簿ヲ謂フ
とみえて、わずか一字の相異であり、「戸籍法」第二條と「戸籍規則」同條、「戸籍法」第六條と「戸籍規則」同條は、兩者同文の一例である。さらに、前者が四十二カ條であり、後者もそれに近い四十五カ條であることは、兩法案の關係を、まず雄辯に物語つていて、といえよう。つぎに、兩者を對比するに、たとえば、「戸籍法」第三條の前段は、

左ニ記載スル事項ハ人民必ス之ヲ本町村ノ戸長ニ届出ヘシ若シ本町村外ニ在ルトキハ其現在ノ町村戸長ニ届出ルコトヲ得
と定めているに對し、「戸籍規則」同條前段は、

左ニ記載スル事項ハ人民之ヲ本町村ノ戸長ニ届出ヘシ若シ本町村外ニ在ルトキハ其現在ノ町村戸長ニ届出ルコトヲ得外國ニ在ルトキハ其在留地ノ公使又ハ領事ニ届出ルコトヲ得
とみえ、「戸籍法」においては、戸籍登記の届出期限（三十日以内）を、その都度、條文中に挿入しているのに反し（たとえば、第十條

以下・第十八條・第二十四條以下など）、「戸籍規則」にあつては、

第五條に、「凡ソ戸籍ニ登記スヘキ事項ハ……十日以内ニ之ヲ届出ヘシ」と、まず原則を規定して煩瑣を避け、さらには、前者にない條文を後者においては新設することく（たとえば、「戸籍規則」第十八條・第四十二條・第四十四條など）、後者の方が、わずかながら内容的に整備されている事實を看取しうる。このことは、すなわち、「戸籍法」が「戸籍規則」の原案である、とする推論を可能ならしめる一根據となるであろう。

その第二は、甲本に筆録されている戸籍改製の「達校」中に、「今般戸籍法改正候ニ付別冊改製順序ニ依リ來明治十四年一月一日ノ人別ヲ以テ同年十二月限戸籍ヲ改製スヘシ」との文言の存することであり、それはとりもなおさず、「戸籍法」の成稿が、十四年以前である事實を明示している。

ところで、すでにしるしたとおり、「戸籍規則」が元老院會議に提出されたのは十五年七月三日であるが、同法案が元老院に回附されたのは、これにさきだつ數ヵ月前の三月末日であつた。そのことはつぎの太政大臣の通牒文によつて明らかであろう。

戸籍規則

右其院議定ニ被付候事

明治十五年三月三十一日

太政大臣三條實美

明治十五年『戸籍規則』の原案

元老院議長寺島宗則⁵⁾

すなわち、右の通牒文の日附を考慮しつつ推定すれば、「戸籍規則」の成案期日は十四年ないし十五年のはじめごろと推測され、十四年以前に成稿の「戸籍法」との間には、かなり時間的へだたりのあることが判然とする。とすれば、「戸籍法」が「戸籍規則」の原案とする推考の、有力な論證となるであろう。

されば、十五年七月三日、「戸籍規則」審議の第一讀會が元老院で開催された際、内閣委員として出席した參事院議員補周布公平の提案理由説明の發言にみえる、「内閣ニ於テモ細密ニ調査シ仍ホ實地驗測ノ爲メ各地方へ派出シ草案漸ク成テ後舊法制部ヨリ之ヲ各地方官へ回致シテ其意見ヲ聽キ調査上概ネ遺ス所ナシ」のその「草案」こそ、筆者の紹介せんとする「戸籍法」を指稱するものではあるまいか。

○

つぎに、この「戸籍法」の編纂をめぐつて、若干の考察をこころみよう。

既述のとおり、甲本に收められている戸籍改製の「達校」中に、「今般戸籍法改正候ニ付別冊改製順序ニ依リ來明治十四年一月一日ノ人別ヲ以テ同年十二月限戸籍ヲ改製スヘシ」とみえるのは、すな

わち「戸籍法」の脱稿が十四年以前にかかる事實を裏書きするのであるが、これにつづく、「戸籍上……妾ノ名義被廢候ニ付従前戸籍ニ……妾ト記載アル者ハ……」の文言に、意をはらう必要がある。

いうまでもなく、妾を公認していた制度が崩壊したのは、十五年一月一日より施行された舊刑法（明治十五年刑法）からであるが、同法の公布は、これにさきだつ十三年七月十七日、太政官布告第三十六號をもつて下令されたのであつた。⁽¹⁵⁾とするならば、前記「達校」の作成は、舊刑法公布以降でなければならず、この事實はまた、「戸籍法」成稿の期日が、十三年七月以後、同年十二月までの間に限局されることを示している、といふのである。

この點に關しては、なお傍證的な資料が存する。それは、前記せる參事院議員補周布公平の説明中の、「草案漸ク成テ後舊法制部ヨリ之ヲ各地方官ヘ回致シテ其意見ヲ聽キ調査上概ネ遺ス所ナシ」⁽¹⁵⁾なる發言である。この「草案」がすなわち「戸籍法」にはかならない、と筆者は推考するものであるが、注目すべきは、「舊法制部」なる名稱である。

この當時、法制部が設置されたのは、太政官内においてであり、それは十三年三月のことであつた。すなわち、同年三月三日の太政官達第十七號は、

太政官中法制調査兩局ヲ廢シ法制會計軍事内務司法外務ノ六部ヲ

被置候條此旨相違候事として、ここに法制局にかわるに法制部の發足となつたのである。ついで、同月十八日の第二十號太政官達は、「太政官中六部分筆事務左ノ通被定候」とし、法制部については、

法制部ハ法律條例諸規則ヲ起草シ又ハ之ヲ改案シ及ヒ職制章程ヲ監査シ法律ヲ説明スルノ所トス

と定めたのであつた。⁽¹⁶⁾法制部の新設が十三年三月であるという事實は、「戸籍法」成案の時期が十三年後半とする推定の、一つの傍證とはならないであろうか。

さて、「戸籍法」の編纂が、右の太政官法制部で推進されたであらうことは、まず疑いが無い。⁽¹⁶⁾その成稿は——もし筆者の考證に誤りがなければ——十三年の後半期であつたにちがいないが、同法案の起草開始は、あるいは、同年の七月以前であつたかもしれない。それでは、編纂に参加した人々は、一體だれであつたらうか。

「顯要職務補任録」をひもとして、十三年當時の太政官書記官（大書記官・權大書記官・少書記官・權少書記官）を拾ひあげれば、かなりの人数になるが、法制部に屬したか否かはまったく不明であるから、きわめて正鵠を期しがたい。⁽¹⁷⁾

ところで、既述せる甲・乙兩本を収める帙入文書中に、法制部設置以前の法制局時代におけるとおぼしき人名簿が一本收められてい

(18) おそらくは、十一年ないし十二年の作成と史料されるが、これにしたがえば、「民法訴訟法戸籍等ニ關スル公文ヲ主査ス」(19)の法制局第一課の課員として、太政官大書記官渡邊洪基・同少書記官渡正元・同少書記官櫻井能監・同權少書記官周布公平の四人の名を見出しうる。(20) 櫻井のみは、法制部の設置された十三年三月に官を辭しているが、他の三名は、十三年當時にあつても、渡邊は同じく太政官大書記官として、渡は同權大書記官として、周布は同少書記官としてそれぞれ勤務している。この點より推して、彼ら三人の法制部專任の可能性は比較的つよく、ひいては「戸籍法」編纂に關與した公算もまつたくない、とはいへなからう。(21)

○

かくして、十三年の後半に太政官法制部において成案をえた「戸籍法」は、元老院會議附議「戸籍規則」に比し、内容的にやや未熟の感を免れえないものの、本質的差異は兩者の間にはほとんど存しない、といえよう。

「戸籍法」第四條は、「凡ソ戸籍ニ登記スヘキ事項ハ戸主ヨリ届出ヘシ」と規定し、さらに届出期限内に届出を怠る者あるときは、「戸長ハ其個人タルヘキ者ヲ呼出シ又ハ其者ノ家ニ就キ之ヲ届出シメ手數料トシテ金五錢以内ヲ徴收スルコトヲ得」(第四十二條)と

して、戸長の介入を要求している。

届出期限が三十日以内であること、二行邊知レサル者」の期間が滿二十四ヵ月であること、二十錢の届出手數料の規定を缺くことなどが、「戸籍法」の「戸籍規則」と相異する點であらう。全般的にみて、後者の方が立法技術的に幾分か整備され、かつ内容に多少の強化の跡が看取できるのである。

つきに、興味をひくのは、すでにその一部を引用せる戸籍改製の「達板」中にみえる、

戸籍上附籍及妾ノ名義被廢候ニ付從前戸籍ニ附籍又ハ妾ト記載アル者ハ其本籍ニ復歸セシメ又ハ望ノ地ヘ定籍セシムヘシ
の文言である。

附籍の制度は、舊幕の厄介の遺制にはかならないが、それは、明治四年戸籍法の内藏する矛盾の一つの現われであつた。(22) 政府は、その對策に無爲だつたのではなかつたが、附籍の全面的消滅は、明治三十一年戸籍法によつて、はじめて實現したのである。(23) されば、發令されなかつたとはいへ、この「達板」に明示されている文言はそのころの太政官の意圖を察知するうえにきわめて重要視さるべきであり、これをめぐる新資料の出現を切に期待したい。

つきに妾の廢止は、すでに觸れたごとく、舊刑法の公布・施行により實現したわけであるが、その戸籍登記については、この「達板」

のとおりではなかつたのであつて、十八年二月二十五日の内務省達戸甲第一號に「刑法改定等親被廢候ニ付テハ妻ハ法律上之ヲ認メサルモノニ付戸籍ニ登記スヘキモノニ無之候條若シ刑法實施後入籍シタルモノアルトキハ此際原籍へ復シ候様可致」というごとく、「刑法上の妻の否認は、同時に民事法におけるそれをも招來する契機となつたからである。すなわち、この達によつて、十五年以前に入籍した妻だけが戸籍に残り、あたらしい入籍は一切みとめられなくなつた」のである。妻の名稱が戸籍面より抹殺されることになつたのは、三十一年戸籍法からであつたらう。

○

さて、成稿した「戸籍法」は、「之ヲ各地方官へ回致シテ其意見ヲ聽(52)いたうえ、若十の修訂をほどこされ、「戸籍規則」と名も改めて、元老院の議に附されたのであつた。同院では筆作隣祥以下七名の附託修正委員をえらび、全條にわたつて審査の手が加えられた後、「戸籍法」と舊稱に復して議決されたが、それにもかかわらず、同法案はついに實施されることなく葬られてしまつた。その理由は必ずしも明らかではないが、「あるいは紙幣整理の時期に、施行上の費用（元老院は手数料規定を削つた）が障碍となつたのでもあらうか。當時、戸籍簿様式の改正も企圖されていたからである」とい

れている。

明治政府の「家」に對する規制において、「終始を通じてその基軸となつたものは戸籍」である。されば、わが戸籍制度の吟味・解明こそ、「家」制度の研究にもつともつよく要請される課題であらう。本稿に覆刻・紹介するささやかな資料が、もし、そのアプローチへの一助となるならば、筆者として望外の喜びとする。

(1) 福島正夫氏が、「元老院は、實は立法の議決機關ではなくたんに法令案審議の諮問機關にすぎなかつた」(福島「明治前半期における『家』制度の形成」家族制度の研究「上」・一六六頁註2)と指摘されたのは、正當であらう。

(2) 『家』制度研究資料(第二集)として覆刻された「明治十五年元老院會議附議戸籍規則」が、それである。もつとも、これは、きわめて限られた範囲に配布されたものであるから、ひろく世の研究用に供せられた、とはいえない。

(3) 福島正夫「『家』制度の研究」(資料篇・第一卷)一〇一頁以下。

(4) 明治十五年「戸籍規則」に關しては、前掲・福島「明治前半期における『家』制度の形成」一七二頁以下、福島正夫・利谷信義「明治前期における戸籍制度の發展」家制度の研究・資料篇・第一卷・解題五二頁以下參看。

ちなみに、「明治前期における戸籍制度の發展」は、福島・利谷「明治以後の戸籍制度の發達」家族問題と家族法・家事裁判・二九九頁以下を、明治民法以前に限局し、かつ、新たな研

究を加えて書き改められた專論である。

(5) 手塚豊博士の御垂教によれば、この文書は、數年前、某古書肆より購入せる資料である、とうけたまわる。舊藏者その他につき、必ずしも分明でないことを遺憾とする。

(6) 裏打による補強の作業は、二十數種の寫本全部にわたつており、各文書には、同一の表紙が附されている。おそらくは、舊藏者の手になつたものであらう。

なお、蟲喰の箇所は、補修以前にも存した模様であるが、裏打以後も、同じ被害に犯されていることがうかがえる。

(7) 本文にしろしたごとく、甲本の最後に收録される資料は、「戸籍管理規則」のみが收められている。とすれば、この甲・乙二本は、元來、同一文書として綴込まれていたが、裏打修補の際、別本として分けられた、という推定も可能であらう。

(8) 「元老院會議筆記」明治一五年七月三日・第三一八號議案(戸籍規則)第一讀會・四頁。

(9) 前掲書・二五頁。

(10) この「戸籍法」の編製が太政官によつて行われたことは、種々の點よりみて疑いがない。

福島・利谷兩氏も、明治十五年「戸籍規則」に關連して、「これは太政官の仕事であつたことが注目されてよい。」(前掲・福島・利谷「明治前期における戸籍制度の發展」解題五三頁)といわれている。

(11) 妾の廢止に關しては、高柳眞三「妾の消滅」法學新報・第

明治十五年『戸籍規則』の原案

四六卷九號一頁以下、石井良助「明治初年の婚姻法」家族問題と家族法・結婚・二〇〇頁以下、手塚豊「元老院の『妾』論議」法學セミナー・第一五號四二頁以下參看。

(12) 明治五年十一月、時の司法卿江藤新平によつてものせられた廢妾建議は、妾の制度の廢止を論ずるうえに重要であらう。

向井健「民法口授」小考」慶應義塾創立百年記念論文集、法學部法律學關係篇・五〇三頁以下、同「江藤主催司法省民法會議における相續論争」法學研究・第三二卷四號四八頁參看。

(13) 前註(9)に同じ。

(14) 明治十三年四月十三日、參議(法制部主管)大木喬任の太政大臣三條實美に上申せる「民法編纂ノ議」中に、民法の一編纂ノ事務法制部ニ屬セラレ引續編纂致シ居候」の文言がみえるが、その「法制部」こそ、この太政官法制部を指稱するものにほかならない。

法制部が廢せられたのは、十四年十月であり、その事務は、新設の參事院に承繼されたのである。したがつて、十五年七月の「戸籍規則」審議の元老院會議第一讀會の席上、周布公平は「舊法制部」と稱したのである。

ちなみに、參事院の初代法制部長は水本成美であつた。手塚豊「明治法制史上に於ける水本成美」明治文化の新研究・三六二頁參看。

(15) 前註(10)參看。

(16) 法制部設置の翌月たる十三年四月三十日の「六部處務内規」の第二條に、「内閣ニ於テ法律條例諸規則ヲ創設シ若クハ之ヲ

廢改セントストキハ法制部ニ付シテ之ヲ審案セシムヘシ」と
みゆ。

(17) たんに、その當時、太政官書記官の任にあつた、というのみでは正鵠を期することができない例として、たとえば、つぎの三名があげられよう。

箕作麟祥は、十三年三月五日に太政官大書記官に任ぜられ、ただちに、法制部勤務となつたが、翌月、元老院議員に昇進した。「元老院勅奏判任官履歴書」箕作麟祥の項參看。

村田保は、太政官權大書記官兼外務權大書記官として、十三年三月三日、法制部専務となつたが、同年五月に渡獨している。大日本水産會「村田水産翁傳」一二頁參看。

大森鍾一は、十三年三月二十七日、太政官權少書記官に任ぜられたが、内務部勤務であつた。池田宏「大森鍾一」二五四頁參看。

(18) その態様は甲・乙二本とはほ同じである。前註(6)參看。
(19) 明治十一年(月日不詳)の「法制局職務規則」第一條の文言。

(20) 第一課には、この四名のほか、廣瀬進一・小原澤重雄・永田義行・中村省三・黒川學也の名がみえる。

(21) 渡は、十三年も末の十二月二十四日に、太政官大書記官に任ぜられている。

(22) もしこの推測が正しいとすれば、十五年七月、元老院における「戸籍規則」の審議の際、渡邊は元老院議員として、周布は内閣委員として、會議に出席しており、この兩名は、「戸籍

法」の改正案たる「戸籍規則」の討議に、奇しくも参加したことになる。なお、渡邊については、前掲・福島・利谷「明治前期における戸籍制度の發展」解題五四頁參看。

(23) 附籍に關しては、向井健・岩田正彦「默阿彌の『散切物』」に見えたる明治初年の法制(一)法學研究・第三一巻四號六三頁參看。

(24) 附籍を定義して、「附籍トハ親屬他人ヲ論セス他家ニ生レ家計ヲ異ニスル者ヲ養育スル爲メ其戸籍ヲ引受ルヲ云フ」(鼓鍊之助・林部甲子録「現行人事及戸籍法實用」一二一頁)と述べる論著もある。

(25) 前掲・福島・利谷「明治前期における戸籍制度の發展」解題四九頁以下參看。

(26) 前掲論文・解題七七頁參看。

(27) 十八年三月十六日、福島縣においては、内務省達に對應して、各郡長につぎのごとき内達を發している(新田貞橘・押田巖三「現行戸籍令達類集」二四一頁)。

福島縣第二十四號内達

刑法改定等親被廢候ニ付テハ妾ハ法律上之ヲ認メサルモノニ付戸籍ニ登記スヘキモノニ無之候若シ刑法施行後入籍シタルモノ有之候ハ、此際原籍ハ復シ候様戸長ニ於テ可取計旨各戸長へ諭達可致此旨内達候事

(28) 前掲・手塚「元老院の『妾』論議」四三頁。

(29) 前掲・鼓・林部「現行人事及戸籍法實用」一三七頁に、「刑
法實施以前入籍シタル妾ハ類書ニ『妾』ト記ス」とみゆ。

(30) 前掲・石井「明治初年の婚姻法」二二八頁參看。

(31) もつとも、「十九年に戸籍改正のとき、皆獨立の戸籍にした。又妾も麗々敷載せてあつたが是も出た處に復籍せしめた。妾を法律上認めぬことになつたは何時か覺へぬが、妾の籍を取り去つたは此時である」(秋山遮莫「宗門人別帳と戸籍の話」明治文化・第五卷一二號三六頁)とする見解もある。

(32) 前註(9)に同じ。

(33) 前掲・福島・利谷「明治前期における戸籍制度の發展」解題五五頁。

(34) 前掲・福島「明治前半期における『家』制度の形成」二二八頁。

凡例

- (一) 覆刻は、なるべく原本の體裁を保つことに努めたが、印刷の便宜から、通常使用しない字體は若干改めた。
- (二) 明らかに誤りと思われる箇所もそのままにし、(マ)と附記した。
- (三) 原本蟲喰のため判讀不能の箇所は□とし、(一字不明)と附記した。

改正戸籍法草按

御布告按

明治十五年『戸籍規則』の原案

戸籍法別冊之通改正候條此旨布告候事

但從前ノ布告布達該布告ニ矛盾スルモノハ總テ廢止トス

年 月 日

太政大臣

戸籍法

第一條 戸籍トハ各戸人別ニ關スル事項ヲ登記スル帳簿ヲ謂フ

第二條 戸籍ハ戸長之ヲ管理シ人民ヨリ届出ル事項ヲ之ニ登記ス

第三條 左ニ記載スル事項ハ人民必ス之ヲ本町村ノ戸長ニ届出ヘシ

若シ本町村外ニ在ルトキハ其現在ノ町村戸長ニ届出ルコトヲ得

一出産

一婚姻ニ依ラサル子ヲ我子ト認ル事

一棄兒

一死亡

一婚姻及離婚

一養子女並相續人貰受及離縁

一嗣子及相續人廢立

一戸主改立

一相續

一行邊知レサル者

一改名及身分變換

一 廢家絶家及其再興

一分家及復歸

一 轉籍

第四條 凡ソ戸籍ニ登記スヘキ事項ハ戸主ヨリ届出ヘシ然レトモ其

届出期限アルモノハ戸主ナキカ又ハ不在ナルニ於テハ二人以上ノ

親族ヨリ届出ヘシ親族ナキカ又ハ不在ナルニ於テハ其事項ニ關係

アル者若クハ近隣ノ者ヨリ届出ヘシ但届人タルヘキ者ヲ特ニ定メ

タル事項ハ此限ニ在ラス

第五條 凡ソ戸籍ニ登記スヘキ事項ハ書面ヲ以テ之ヲ届出ヘシ若シ

書面ヲ作ルコト能ハサル者ハ口述ヲ以テ之ヲ届出ルコトヲ得

書面ヲ以テ届出ルニハ届人其届出ヘキ事項届出ノ年月日届人タル

ノ縁故及居所ヲ記シ姓名ヲ自書シ實印ヲ押シ之ヲ戸長ニ差出スヘ

シ

口述ヲ以テ届出ルニハ届人其届出ヘキ事項届出ノ年月日届人タル

ノ縁故及居所ヲ戸長ニ口述スヘシ戸長ハ之ヲ代書シ届人ニ讀聞カ

七届人ハ姓名ヲ自書シ實印ヲ押スヘシ若シ姓名ヲ自書スル能ハサ

ル者ハ戸長ニ代書ヲ請ヒ自ラ實印ヲ押スヘシ

第二條 甲家ノ人別ヲ除キ乙家ノ人別ニ入ル如キ兩家ニ係ル事項ヲ

届出ルニハ兩家届人連印スヘシ若シ兩家本町村ヲ異ニスルトキハ
入籍ノ町村戸長ニ届書ニ通ヲ差出スヘシ

第七條 家族ニ係ル事項ヲ届出ルニハ其戸主ノ姓名身分住所續柄ヲ

記スヘシ

第八條 兩家ニ係ル事項ヲ届出ルニハ本人ノ生年月日及實家戸主ノ

姓名身分住所續柄ヲ記スヘシ本人其類屬ヲ携帯スレハ類屬ノ姓名

生年月日ヲ記スヘシ若シ其類屬他家ヨリ入籍シタル者ナレハ其實

家戸主ノ姓名身分住所續柄ヲ記スヘシ

第九條 何人ヲ問ハス必要ノコトアルトキハ戸長ニ請フテ戸籍ヲ見

ルコトヲ得又我戸内ノ人別ニ關スル事項ノ寫書ヲ受クルコトヲ得

但其寫書ヲ得タル者ハ手數料金五錢ヲ納ムヘシ

第十條 出產アリタルトキハ三十日以内ニ其長次男女及名並出產ノ

場所年月日及父母ノ姓名年齢身分住所ヲ届出ヘシ

第十一條 婚姻ニ依ラスシテ出產アリタルトキハ三十日以内ニ其男

女及名並出產ノ場所年月日及父若クハ母ノ姓名年齢身分住所ヲ届

出ヘシ若シ父母ヲ届出ルコトヲ欲スルトキハ之ヲ届出ルコトヲ得

又父母ヲ届出ルコトヲ欲セサルトキハ之ヲ届出ルニ及ハス

第十二條 婚姻ニ依ラスシテ出產シタル者ヲ他日我子ト認ムルトキ

ハ其子ノ名及父又ハ母又ハ父母ノ姓名身分住所ヲ届出ヘシ其裁判

ニ係リタルモノハ三十日以内ニ裁判宣告ノ日ヲ併セ届出ヘシ

第十三條 棄兒ヲ引受ケタルトキハ三十日以内ニ其男女並其兒ニ命

シタル姓名推定ノ年齢其子ニ附着シタル物品見當リタル場所年月

日ヲ届出ヘシ

第十四條 棄兒ノ父母其棄兒ヲ引取りタルトキハ三十日以内ニ出產届ニ關スル事項及裁判宣告ノ年月日ヲ届出ヘシ

第十五條 死者アリタルトキハ埋葬以前ニ死者ノ姓名年齢身分住所死亡ノ場所年月日ヲ届出ヘシ但兵營監獄等ニ在ル者ニシテ其地ニ遺體ヲ引取ル者ナキトキハ營所主任官又ハ監獄長等ヨリ届出ヘシ

第十六條 生兒未タ出產ヲ届出サル内ニ死亡シタルトキハ埋葬以前ニ出產届及死亡届ニ關スル事項ヲ併セ届出ヘシ

第十七條 宿泊道路船舶等ニ於テ姓名身分住所不詳ノ死者アリタルトキハ埋葬以前ニ其者ノ景狀並其者ニ附着シタル物品其場所年月日ヲ旅店主船長又ハ主トシテ關係アル者ヨリ届出ヘシ

第十八條 航海中出產又ハ死亡アリテ三十日以内ニ届出ルコトヲ得サルトキハ着港次第届出ヘシ

第十九條 婚姻スルトキハ夫婦ノ姓名身分住所ヲ届出ヘシ

第二十條 生存中養子女ヲ貰受クルトキハ養子女ノ名及養父母ノ姓名身分住所ヲ届出ヘシ

第二十一條 生存中相續人ヲ貰受クルトキハ相續人ノ名及戸主ノ姓名身分住所續柄ヲ届出ヘシ

第二十二條 死亡後養子女又ハ相續人ヲ貰受クルトキハ養子女又ハ相續人ノ名及亡戸主ノ姓名身分住所續柄ヲ二人以上ノ親族ヨリ届

出ヘシ

第二十三條 生存中相續養子女又ハ相續人ヲ定ムルトキハ相續養子女又ハ相續人ノ名ヲ届出ヘシ

第二十四條 死亡後又ハ除族後相續養子女又ハ相續人ヲ定ムルトキハ相續養子女又ハ相續人ノ名及前戸主ノ姓名身分住所續柄ヲ二人以上ノ親族ヨリ届出ヘシ其裁判ニ係リタルモノハ三十日以内ニ裁判宣告ノ日ヲ併セ届出ヘシ

第二十五條 離婚スルトキハ夫婦ノ姓名身分住所ヲ届出ヘシ其裁判ニ係リタルモノハ三十日以内ニ裁判宣告ノ日ヲ併セ届出ヘシ

第二十六條 養子女ヲ離縁スルトキハ養子女及養父母ノ姓名身分住所ヲ届出ヘシ其裁判ニ係リタルモノハ三十日以内ニ裁判宣告ノ日ヲ併セ届出ヘシ

第二十七條 相續人ヲ離縁スルトキハ相續人及戸主ノ姓名身分住所ヲ届出ヘシ其裁判ニ係リタルモノハ三十日以内ニ裁判宣告ノ日ヲ併セ届出ヘシ

第二十八條 嗣子女相續養子女又ハ相續人ヲ廢シタルトキハ三十日以内ニ本人ノ名及許可若クハ裁判宣告ノ年月日ヲ届出ヘシ

第二十九條 戸主ヲ改立シタルトキハ三十日以内ニ當戸主及廢戸主ノ姓名身分住所續柄並許可若クハ裁判宣告ノ年月日ヲ當戸主及二人以上ノ親族ヨリ届出ヘシ

第三十條 生存者ノ家名ヲ相續スルトキハ當戸主及前戸主ノ姓名身
分住所續柄ヲ當戸主及前戸主ヨリ届出ヘシ

第三十一條 死亡跡又ハ除族跡又ハ除籍跡ヲ相續スルトキハ當戸主
及前戸主ノ姓名身分住所續柄ヲ届出ヘシ

第三十二條 滿廿四箇月行邊知レサル者アルトキハ其者ノ姓名年齢
身分住所及行邊ヲ失ヒタル年月日ヲ届出ヘシ其者戸主ナルトキハ
二人以上ノ親族ヨリ届出ヘシ親族ナキトキハ二人以上近隣ノ者ヨ
リ届出ヘシ

第三十三條 行邊知レサル者復歸シ又ハ其行邊知レタルトキハ三十
日以内ニ其者ノ姓名身分住所及復歸ノ年月日又ハ行邊ノ知リタル
年月日ヲ届出ヘシ其者戸主ナルトキハ第三十二條ノ例ニ依リ届出
ヘシ

第三十四條 改名又ハ身分ヲ變換シタルトキハ三十日以内ニ其者ノ
新舊名又ハ新舊身分及許可又ハ官令ノ年月日ヲ届出ヘシ

第三十五條 廢家シタルトキハ三十日以内ニ元戸主ノ姓名身分住所
及許可ノ年月日ヲ元戸主及二人以上ノ親族ヨリ届出ヘシ

第三十六條 絶家スルトキハ元戸主ノ姓名身分住所及其由縁ヲ二人
以上ノ親族ヨリ届出ヘシ

第三十七條 分家スルトキハ分家戸主ノ姓名生年月日身分住所及本
家戸主ノ姓名身分住所續柄ヲ本家戸主及分家戸主ヨリ届出ヘシ

第三十八條 分家セシ者本家ニ復歸スルトキハ復歸者ノ姓名生年月
日元身分住所及戸主ノ姓名身分住所續柄ヲ戸主及復歸者ヨリ届出
ヘシ

第三十九條 除族ニ依リ分家シタルトキハ三十日以内ニ分家戸主ノ
姓名生年月日身分住所本家戸主ノ姓名身分住所續柄及除族ノ年月
日ヲ二人以上ノ親族ヨリ届出ヘシ

第四十條 廢家絶家ヲ再興シタルトキハ再興戸主ノ姓名生年月日身
分住所前戸主ノ姓名身分住所廢絶ノ由縁及實家戸主ノ姓名身分住
所續柄ヲ再興戸主實家戸主及再興家ノ親族ヨリ届出ヘシ

第四十一條 戸主其本町村ヲ去リ更ニ他町村ニ住所ヲ定ムルトキハ
本町村戸長ノ寫シタル戸内ノ人別書ヲ添ヘテ新舊住所ヲ入籍ノ町
村戸長ニ届出ヘシ但兩町村一戸長ノ管轄ナルトキハ人別書ヲ添フ
ルニ及ハス

第四十二條 死亡届ヲ除クノ外凡テ届出期限アル事項ヲ其期限内ニ
届出サルトキハ戸長ハ其届出人タルヘキ者ヲ呼出シ又ハ其者ノ家
ニ就キ之ヲ届出シメ手数料トシテ金五錢以内ヲ徴收スルコトヲ
得

故サラニ戸長ノ呼出ニ應セス又ハ届出ヘキ事項ヲ隠ス者ハ金二拾
錢以上壹圓二十五錢以下ノ科料ニ處ス

達 按

使府縣

戸籍改正延期ノ儀明治六年第二百四拾二號ヲ以テ布告ニ及置候處
今般戸籍法改正候ニ付別冊改製順序ニ依リ來明治十四年一月一日
ノ人別ヲ以テ同年十二月限戸籍ヲ改製スヘシ

各管内漏籍人ノ有無密ニ取調若シ漏籍人有之候ハ、其者望ノ地
ヘ定籍セシムヘシ

戸籍上附籍及妾ノ名義被廢候ニ付從前戸籍ニ附籍又ハ妾ト記載ア
ル者ハ其本籍ニ復歸セシメ又ハ望ノ地ヘ定籍セシムヘシ但復歸又
ハ定籍後從來ノ通同居スルハ勝手タルヘキニ付戸籍ニ關係無之儀
ト心得ヘシ

右相達候事

年 月 日

太政大臣

戸籍改製順序

第一條 戸籍ヲ改製スルニハ從來ノ戸籍ニ依リ各戸現在ノ人別ヲ戸
籍用紙ニ登寫シ之ヲ編冊スヘシ

第二條 戸籍ノ最初ニハ某年月日改製某府縣某郡區某町村戸籍ト記
シ紙數ヲ掲ケ各紙ノ續目及綴目ニハ合符ノ役印ヲ押シ最後ニハ戸
長某ト記シ檢印ヲ押スヘシ

明治十五年『戸籍規則』の原案

第三條 町村内戸數多キトキハ戸籍ヲ數冊ニ分綴スルモ妨ケナン分

綴シタルトキハ各冊ノ表紙ニ番號ヲ附スヘシ

第四條 戸籍ヲ作ルニハ各戸別葉ニ記シ且後日該戸ニ入籍ヲ記スヘ
キ餘白アラサルトキハ空紙一葉ヲ副綴シ置ヘシ又最後ニ空紙ヲ適

宜副綴シ置ヘシ

第五條 戸籍改製未タ完了セサル内之ニ登記スヘキ人民ノ諸届アル
トキハ假帳ニ記シ置キ完了ノ上戸籍法ニ依テ之ヲ登記スヘシ

第六條 戸籍改製完了シタルトキハ其寫一部ヲ作り且舊戸籍ニハ表
紙ニ某年月日改製濟某町村戸長某ト記シ檢印ヲ押シ共ニ之ヲ郡區

役所ニ送付スヘシ

第七條 戸籍用紙ハ別紙雛形ニ準シ美濃紙又ハ其類似ノ紙ヲ用フヘ

シ

第八條 他町村人届帳ハ戸籍用紙ヲ以テ之ヲ作ルヘシ

達 按

使府縣

今般改正戸籍法布告候ニ付戸籍管理規則別冊ノ通相定候條此旨相
達候事

年 月 日

太政大臣

八三

(六一三)

戸籍管理規則

第一條 戸長ハ戸籍法ニ掲ケタル事項ヲ人民ヨリ届出ルトキハ届出

ノ事項ト届出期限アルモノハ其事項ノ年月日其期限ナキモノハ届

出ノ年月日ト直ニ戸籍ニ登記シ之ニ檢印ヲ押スヘシ

第二條 戸内ノ人別ニ在ル者ノ諸届(一字不明)其者(一字不明)姓名ノ上段ニ之ヲ登記

スヘシ

第三條 戸内ノ人別ニ入ルヘキ者ノ諸届ハ該戸人別ノ末ニ順次之ヲ

登記スヘシ

第四條 戸内ノ人別ヲ除クヘキ者ノ諸届ハ其者ノ姓名ニ朱線ヲ畫シ

其上段ニ朱ニテ之ヲ登記スヘシ

第五條 全戸戸籍ニ加ハルヘキ諸届アルトキハ戸籍ノ末ニ順次之ヲ

登記スヘシ

第六條 全戸戸籍ヲ除クヘキ諸届アルトキハ該戸ノ部ニ朱線ヲ畫シ

傍ニ朱ニテ之ヲ登記スヘシ

第七條 棄兒ヲ引受ケタル届出アルトキハ戸籍ノ末ニ順次之ヲ登記

スヘシ

第八條 宿泊道路船舶等ニ於テ姓名身分住所不詳ノ死者アリタル届

出アルトキハ他町村人届帳ニ之ヲ登記スヘシ

第九條 届出ノ事項ヲ戸籍ニ登記シタル後届出ノ書面ニハ某年月日

登記ト書シ檢印ヲ押シ一箇月毎ニ編冊シ之ヲ郡區役所ニ送付スヘ

ク且其書面ニ添フタル書類アレハ之ヲ附綴スヘシ郡區役所ニ於テ

ハ之ヲ保存スヘシ但戸長役場ヲ兼ヌル區役所ニ於テハ右(一字不明)準シ之

ヲ府縣廳ニ送致スヘシ

第十條 本町村ヲ異ニスル兩家ニ係ル届出アルトキハ其書面ニ通ノ

内一通ニハ其年月日某町村戸長受理ト記シ役印ヲ押シ之ヲ他町村

ノ戸長ニ郵送スヘシ

第十一條 他町村人ヨリ届出アルトキハ之ヲ他町村人届帳ニ登記シ

届出ノ書面ニハ某年月日某町村戸長受理ト記シ役印ヲ押シ之ヲ本

町村戸長ニ郵送スヘシ其本町村ヲ異ニスル兩家ニ係ルモノモ亦此

例ニ依リ之ヲ兩本町村戸長ニ郵送スヘシ

第十二條 轉籍ノ届出アルトキハ戸籍ニ登記シタル後報知書ヲ作リ

之ニ入籍者ノ人別ト某年月日入籍某町村戸長ト記シ役印ヲ押シ之

ヲ原籍ノ町村戸長ニ郵送スヘシ其戸長ハ之ヲ受ケ右入籍ノ日ヲ記

シ第六條ニ準シ該戸ヲ除籍スヘシ但原籍ノ町村ト入籍ノ町(一字不明)ト一

戸長ノ管轄ナルトキハ直ニ戸籍ヲ加除スベシ

第十三條 戸籍ヲ見ント請フ者アレハ之ヲ示スヘシ又戸内ノ人別ニ

關スル事項ノ寫ヲ得ント請フ者アレハ用紙ニ其事項ヲ寫シ結尾ニ

某年月日某町村戸長寫ト記シ役印ヲ押シ之ヲ與フヘシ

第十四條 前條ニ記シタル寫書ヲ與フルトキ戸主變換ノ爲メ戸籍ニ

記シタル戸主家族ノ續柄ト現戸主家族ノ續柄ト異ナルニ於テハ其

寫書ニハ現戸主ノ續柄ニ改メ書スヘシ

第十五條 戸籍ニ登記スルニハ書式ニ準シ普通ノ文字ヲ以テ明瞭ニ書スヘシ

第十六條 戸籍ニ登記スルノ際若シ書損又ハ誤脱アリテ改正シタルトキハ其傍ニ檢印ヲ押スヘシ

第十七條 年齢ハ何歳何月ト記スヘシ生年月日ハ何年何月何日生ト記スヘシ

第十八條 戸長不在其他ノ事故ニ依リ其代理者戸籍ヲ取扱フトキハ檢印ノ肩ニ朱ニテ代理ト書スヘシ

第十九條 一戸長ニシテ數町村ヲ管轄スト雖モ其數町村ヲ以テ同一ノ貫籍ト看做スヘカラス

第二十條 凡テ手数料ハ半年毎ニ取纏メ收入明細簿ヲ製シ之ヲ管轄廳ニ納ムヘシ

第二十一條 書式ハ單ニ戸籍法中ノ事項ニ就キ其概略ヲ示スモノナルニ因リ實際ニ於テハ此書式ヲ參酌スルコトヲ得